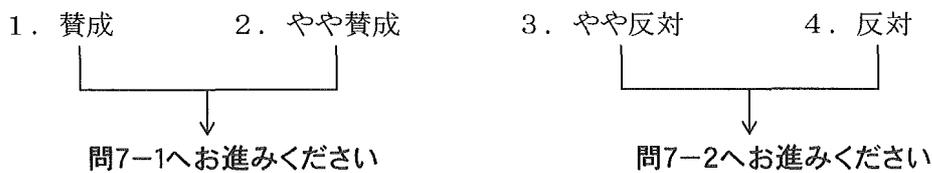


問6 貴児童相談所部会の運営について、平成12年度年当初から今日までで、工夫された点がありましたら、具体的にお書きください。

問7 審議事例にかかわる関係機関が出席することについて、どのようにお考えですか。



問7-1 その理由を以下から選んでください。(該当する番号すべてに○)

- 1. 幅広い見方で事例をとらえることができる
- 2. 関係機関の間の調整をはかることができる
- 3. 児童相談所の現状を理解してもらえる
- 4. 関係機関の間で処遇方針の統一をはかる
- 5. その他(具体的にお書きください:)

問7-2 その理由を以下から選んでください。(該当する番号すべてに○)

- 1. 関係機関の意見も児相が説明するので、出席する必要性がない
- 2. 関係機関の出席を調整することが困難である
- 3. 関係機関の前では意見をいいにくい
- 4. その他(具体的にお書きください:)

問8 関係機関から審議にかけることを依頼されたことがありますか。

1. あり→問8-1へお進みください 2. なし→問9へお進みください

問8-1 どの機関から依頼されましたか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 施設(保育所以外) 2. 保育所 3. 保健所・保健センター
- 4. 学校 5. 病院 6. 児童委員・主任児童委員
- 7. その他(具体的にお書きください:)

問8-2 どのような内容の相談内容について依頼されましたか。

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| 1. 虐待相談 | 4. 障害相談 |
| 2. 養護相談（虐待をのぞく） | 5. 非行相談 |
| 3. 保健相談 | 6. 健全育成相談 |
| 7. その他の相談（具体的にお書きください： _____) | |

問9 児童相所部会の意見聴取を行うことを当事者である保護者、児童などに伝えましたか。

1. 伝えていない
2. 必要なら伝えることもある
3. 原則として伝えている
4. その他（具体的にお書きください： _____)

問10 児童相談所部会の答申について当事者である保護者、児童などに伝えましたか。

1. 伝えていない
2. 必要なら伝えることもある
3. 原則として伝えている
4. その他（具体的にお書きください： _____)

問11 保護者、児童といった当事者側から児童相談所部会での審議を依頼されたことがありますか。

1. あり →問11-1にお進みください
2. なし →問12にお進みください

問11-1 依頼された件数を教えてください。

	ケース
--	-----

問11-2 誰から依頼されましたか。依頼された人すべてに○をつけてください。

1. 保護者
2. 児童
3. 親類
4. その他（具体的にお書きください： _____)

問14 児童相談所の処遇決定において、専門性の向上をはかるためには何が必要だと思いますか。

問15 児童相談所の処遇決定において、客観性の向上をはかるためには何が必要だと思いますか。

問16 児童相談所の専門性とは、どのように説明できるとお考えですか。自由にご意見をお聞かせください。

問17 昨年の児童福祉法改正によって、児童相談に関する市町村体制の強化と児童相談所の後方あるいは専門支援化が進められましたが、この点についてどのようにお考えですか。自由にご意見をお聞かせください。

問18 より児童相談所部会が有効に機能するために必要と思われることがあれば、自由に記入してください。

ご協力ありがとうございました。

児童福祉審議会の意見聴取に関する調査報告書

—地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究—

平成16年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）

発行日：平成17（2005）年 3月

主任研究者：山縣 文治

連絡先：大阪市立大学 生活科学部 社会福祉学研究室

住所：大阪市住吉区3-3-138（〒558-8585）

電話 06（6605）2847 ファックス 06（6605）2894

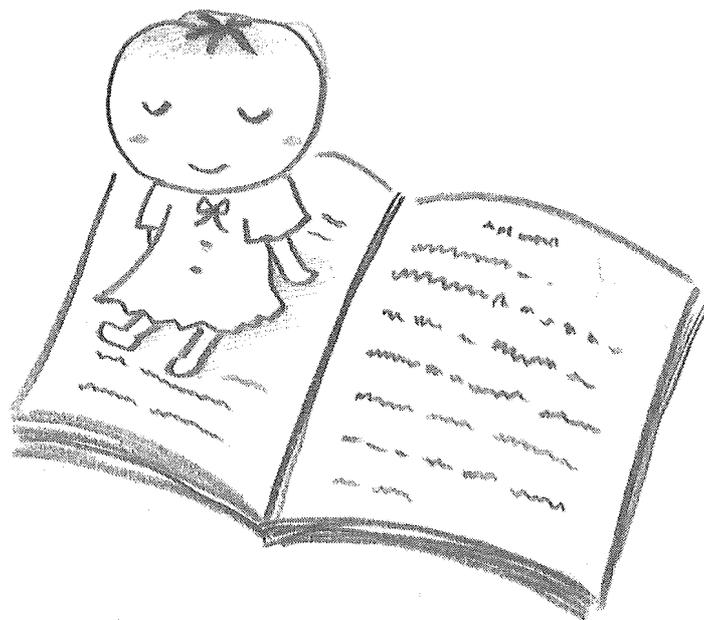
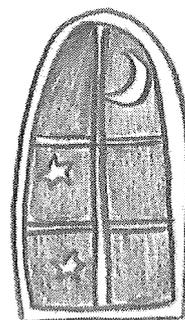
200400414A (資料2)

平成16年度厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)
H16-子ども-024

子ども家庭福祉相談体制の あり方に関する研究 (ヒアリング調査)

—地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究—

2005 (平成17) 年 3月



大阪市立大学
社会福祉学研究室

山縣 文治

目 次

第1章 研究の概要

I. 研究の全体像	3
1. 研究の目的	3
2. ヒアリング調査の位置	4
3. 研究の期間	5
4. 研究の体制	5
II. ヒアリング調査の概要	
1. ヒアリングの目的	6
2. ヒアリングの期間	6
3. ヒアリングの内容	6
4. 対象	7
5. 方法	7
6. 報告書作成上の注意	8

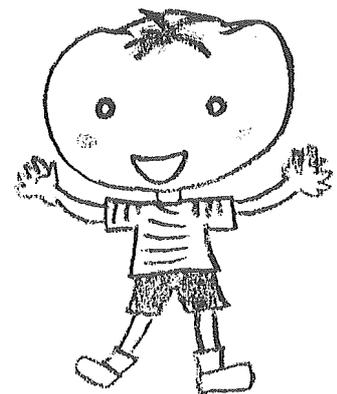
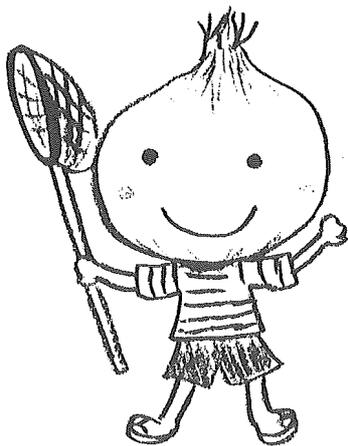
第2章 ヒアリングの内容

I. 児童相談体制にかかわる児童福祉法改正等への評価	11
1. 包括的コメント	11
2. 児童相談に関する市町村体制の強化	14
3. 要保護児童対策地	38
4. 児童相談所設置市	51
5. その他	59
II. 少年法の改正の検討と児童相談所との関係に関する評価	
1. 包括的コメント	64
2. 重大事件を起こした触法少年の原則家裁送致	64
3. 少年院の年齢下限廃止	75
4. その他	83
III. これからの児童相談体制のあり方について	
1. 包括的コメント	86
2. 市町村の体制整備に	89
3. 児童相談所のあり方	100
4. 児童相談所と市町村との関係	113
5. 家庭児童相談室のあり方	120
6. 児童家庭支援センターのあり方	128
7. 児童相談所のバックアップ機能としての児童福祉審議会について	136
IV. その他	

第3章 結果の特徴

1. 児童相談所	165
2. 市町村と児童相談所	165
3. 市町村窓口	166
4. 家庭児童相談室	166
5. 要保護児童対策地域協議	166
6. 触法少年の原則家裁送致	166
7. 少年院の年齢下限廃止	167
8. 児童福祉審議会	167

第1章 研究の概要



第1章 研究の概要

1. 研究の全体像

1. 研究の目的

今日の親子の問題は、問題の社会的な広がりを示す一般化、消費社会と個性尊重社会の影響の大きい多様化、子どもの今あるいは将来の心身にまで深く影響を与える個々の問題の深刻化など、さまざまな言葉で表現される。これらは、現行の児童福祉制度が予想する質と量を遙かに超える勢いで増加しており、その結果、現行制度が十分に機能できにくい状況が続いている。

このような状況に対して、2003年には、児童福祉法の改正による子育て支援の法定化、次世代育成支援対策推進法による地方自治体や一般事業所における行動計画の策定などが義務づけられ、一般化や多様化に対する対応については、全国規模での推進体制が図られている。一方、深刻化に対応する部分については、社会的養護のあり方や子どもの虐待に代表される児童養護問題への対応のあり方の再検討が進められており、それを踏まえた児童福祉法の改正や児童虐待の防止等に関する法律の見直しの準備が進められている。

両者の推進体制のなかでも一部ふれられているように、わが国においては、保育を中心とする児童福祉サービスと、児童養護を中心とする児童福祉サービスが連続したものであるという認識にかかわらず、法に規定される実施体制の問題があつて、必ずしも十分に連携をもって推進されてきたとはいえない。このたびの改正は、それを強く意識したものであり、とりわけ両者をつなぐものとしての相談のあり方への見直しを強く求めている。

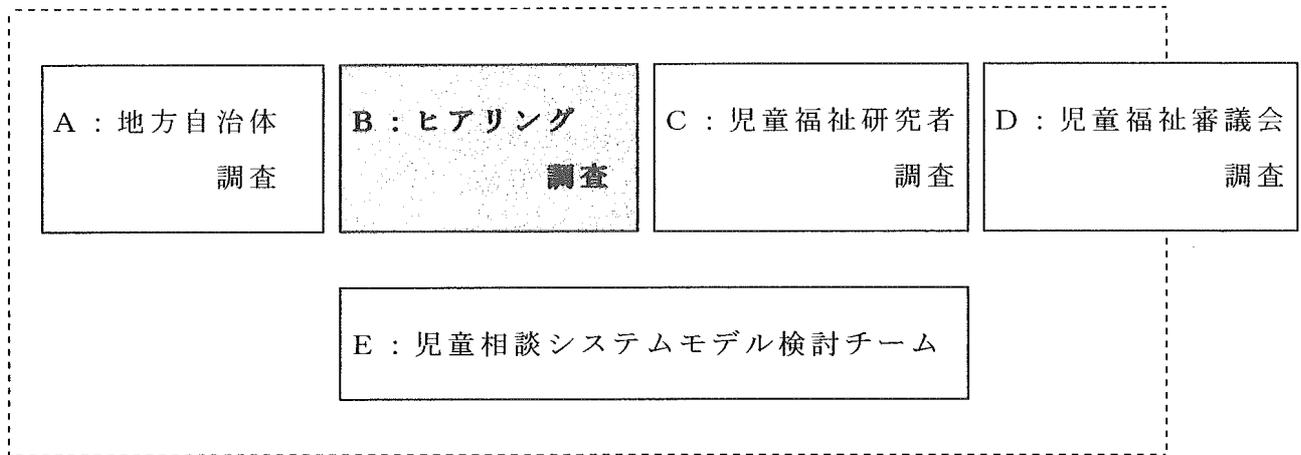
わが国の児童相談は、児童相談所、福祉事務所・家庭児童相談室、児童家庭支援センター、市町村、保育所・地域子育て支援センターなど、多岐にわたって整備されているが、これらの間のシステム化が必ずしも十分でない。

児童相談所は都道府県・指定都市を中心とした整備体制となっているため、機動性のある相談援助に限界がある。地域には、児童相談の機関として、家庭児童相談室や、児童家庭支援センターなどもあり、これらとの積極的業務分担による相談のシステム化と効率化が求められる。

本研究は、このような相談体制の有効なシステム化を検討するものであり、今日の児童福祉改革の目標達成をより強化する意味で、非常に重要な意味をもつと考える。

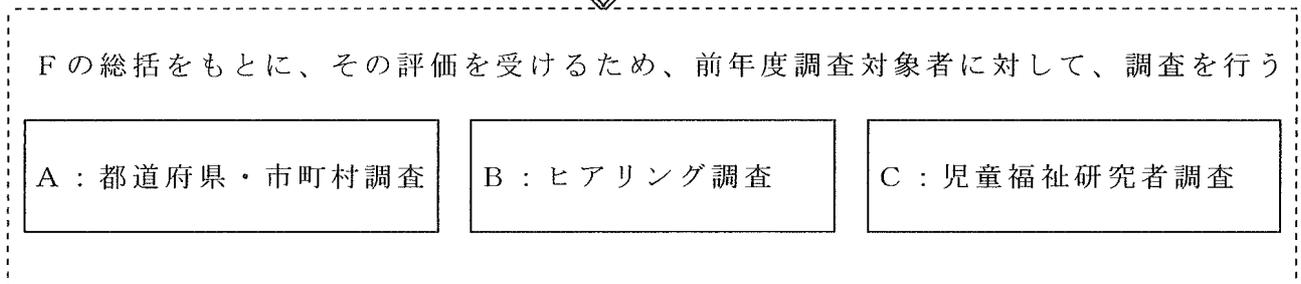
2. ヒアリング調査の位置

(平成 16 年度研究)



(平成 17 年度研究)

F : 児童相談システムモデル研究会



F : 児童相談システムモデル研究会

3. 研究の期間

本研究は、2004年度から2005年度の2年計画で推進しているものである。本報告書は、このうち初年度の成果の一部をまとめたものである。

4. 研究の体制

1) 主任研究者

山縣文治（大阪市立大学）

2) 分担研究者

岩間伸之（大阪市立大学）

岡田忠克（大阪産業大学）

3) 研究協力者

有村 大士（日本社会事業大学大学院）

石田賀奈子（関西学院大学大学院）

石田 慎二（奈良佐保短期大学）

板野 美紀（関西学院大学大学院）

一村小百合（関西福祉科学大学）

伊藤 幸子（奈良佐保短期大学）

遠藤和佳子（関西福祉科学大学）

大澤 徳和（大阪市立大学大学院）

小野 摩耶（関西学院大学大学院）

久保 樹里（大阪市中央児童相談所）

小池 由佳（県立新潟女子短期大学）

西郷 泰之（大正大学）

砂脇 恵（種智院大学）

谷口 純世（愛知淑徳大学）

崔 珍姫（大阪市立大学大学院）

辻 宣江（大阪市立大学大学院）

土田恭仁子（宇治市社会福祉協議会）

寺本 尚美（梅花女子大学）

徳岡 博巳（大谷大学）

長江 史憲（大阪市立大学大学院）

中原 康博（大阪市立大学大学院）

農野 寛治（大谷女子大学）

原 佳央理（関西学院大学大学院）

橋永 典子（大阪市立大学大学院）

橋本 好市（大阪成蹊短期大学）

畠山由佳子（関西学院大学大学院）

林 浩康（北星学園大学）

福田 公教（種智院大学）

松本しのぶ（奈良佐保短期大学）

萬谷 和広（兵庫県）

宮川 暢生（大阪産業大学大学院）

山野 則子（梅花女子大学）

II. ヒアリング調査の概要

1. ヒアリングの目的

本研究は、子ども家庭相談の一部の市町村化を、より有効に展開するために必要な体制整備や、制度改革では十分に組み込まれていないと懸念される課題を明らかにすることを目的として実施したものである。本章では、これを児童相談に関する研究や実践のエキスパートと考えられる人を対象に、ヒアリングで実施したものである。

調査票を通じた量的な調査では把握しがたい細かい点をこれによって補完することを目的としている。

2. ヒアリングの期間

2004年10月1日～2005年3月31日

3. ヒアリングの内容

- 1) 児童相談体制にかかわる児童福祉法改正等への評価
(改正を有効化するために必要なこと、懸念される課題などを含む)
 - ①包括的コメント
 - ②児童相談に関する市町村体制の強化と児童相談所の後方あるいは専門支援化
 - ③要保護児童対策地域協議会の設置
 - ④児童相談所設置市（中核市による児童相談所の設置）
 - ⑤その他
- 2) 少年法の改正の検討と児童相談所との関係に関する評価
 - ①包括的コメント
 - ②重大事件を起こした触法少年の原則家裁送致
 - ③少年院の年齢下限廃止
 - ④その他
- 3) これからの児童相談体制のあり方について
 - ①包括的コメント
 - ②市町村の体制整備に必要なこと
 - ③児童相談所のあり方
 - ④児童相談所と市町村との関係
 - ⑤家庭児童相談室のあり方（市町村設置と都道府県設置の違い）
 - ⑥児童家庭支援センターのあり方（設置次元・設置数・児童相談所との関係）
 - ⑦児童相談所のバックアップ機能としての児童福祉審議会について
- 4) その他

4. 対象

研究チームでエキスパートと考えられる人を、30人を目途に選定し、そのうち海外出張等をしていない人に直接交渉した。日程やヒアリングの主旨を含めて交渉の結果、実際にヒアリングを実施できたのは、以下の31人である。なお、対象者の分類枠組みは、抽出上のものにすぎず、ヒアリング上は意味をもたない。

1) 大学関係者

網野武博（上智大学）	大嶋恭二（東洋英和女学院大学）
柏女霊峰（淑徳大学）	加藤曜子（流通科学大学）
小林英義（会津大学短期大学部）	芝野松次郎（関西学院大学）
高橋重宏（日本社会事業大学）	竹中哲夫（日本福祉大学）
津崎哲雄（京都府立大学）	西澤 哲（大阪大学）
松原康雄（明治学院大学）	森 望（立正大学）

2) 児童相談所（元児童相談所を含む）関係者

家常 恵（徳山大学）	家村昭矩（北海道中央児童相談所）
川崎二三彦（京都府宇治児童相談所）	才村 純（日本子ども家庭総合研究所）
坂本正子（大阪府）	菅野道英（彦根子ども家庭相談センター）
津崎哲郎（花園大学）	萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学）
前橋信和（関西学院大学）	

3) 児童福祉施設関係者

上利久芳（大阪・聖家族の家）	飯田進（福島・堀川愛生園）
喜多一憲（愛知・キンダーホルト）	桑原教修（京都・舞鶴学園）
側垣一也（兵庫・三光塾）	伊達直利（神奈川・旭児童ホーム）
浜田多衛子（大分・白菊寮）	藤本勝彦（大阪・あゆみの丘）

4) 弁護士

岩佐嘉彦（大阪・弁護士）	峯本耕治（大阪・弁護士）
--------------	--------------

5. 方法

ヒアリングは、研究協力者が、原則として二人で直接対象者を訪問し、聞き取る方法で行った。また、正確を期すため、対象者には事前に了解を得て、ボイスレコーダーによる録音の了解を求めておいた。また、対象者には、事前にヒアリング項目を送付しておいた。

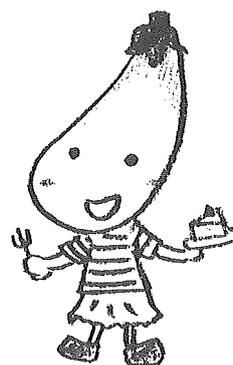
ヒアリング終了後、直ちにシートに沿って意見を整理し、これをヒアリング対象者にチェックしてもらい、必要な加筆・削除等の修正をお願いした。必要がある場合、これを繰り返した。

6. 報告書作成上の注意

- 1) 網野武博 (上智大学)
- 2) 大嶋恭二 (東洋英和女学院大学)
- 3) 柏女霊峰 (淑徳大学)
- 4) 加藤曜子 (流通科学大学)
- 5) 小林英義 (会津大学短期大学部)
- 6) 芝野松次郎 (関西学院大学)
- 7) 高橋重宏 (日本社会事業大学)
- 8) 竹中哲夫 (日本福祉大学)
- 9) 津崎哲雄 (京都府立大学)
- 10) 西澤 哲 (大阪大学)
- 11) 松原康雄 (明治学院大学)
- 12) 森 望 (立正大学)
- 13) 家常 恵 (徳山大学)
- 14) 家村昭矩 (北海道中央児童相談所)
- 15) 川崎二三彦 (京都府宇治児童相談所)
- 16) 才村 純 (日本子ども家庭総合研究所)
- 17) 坂本正子 (大阪府)
- 18) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター)
- 19) 津崎哲郎 (花園大学)
- 20) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学)
- 21) 前橋信和 (関西学院大学)
- 22) 上利久芳 (大阪・聖家族の家)
- 23) 飯田 進 (福島・堀川愛生園)
- 24) 喜多一憲 (愛知・キンダーホルト)
- 25) 桑原教修 (京都・舞鶴学園)
- 26) 側垣一也 (兵庫・三光塾)
- 27) 伊達直利 (神奈川・旭児童ホーム)
- 28) 浜田多衛子 (大分・白菊寮)
- 29) 藤本勝彦 (大阪・あゆみの丘)
- 30) 岩佐嘉彦 (大阪・弁護士)
- 31) 峯本耕治 (大阪・弁護士)

各対象者の前についている番号は、報告書作成上、各人の持ち番号としたものであり、ヒアリング上は意味はもたない。

第2章 ヒアリングの内容



第2章 ヒアリングの内容

1. 児童相談体制にかかわる児童福祉法改正等への評価

1. 包括的コメント

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

全体的に評価すれば、これからの子ども家庭福祉サービス供給体制全体を組みなおしていくための第1歩が始まったと位置付けている。私自身は昨年の児童福祉法改正と今年の児童福祉法改正をセットで考えている。

昨年の児童福祉法の改正で、子育て支援事業を市町村の責務と位置付けて、そのコーディネートを市町村の業務にし、それを民間に委託できるという形にした。これまで児童福祉法には施設のこととその施設にどうやったら入れるかについてしか書いていなかったのだが、子育て支援事業を法定化しないといけないということで、老人福祉法、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法と同じように在宅福祉サービスを位置付け、そのコーディネートを市町村の仕事に位置付けた。

それとあわせて、今年の改正では、要保護児童問題に関しても、市町村の役割強化をはかった。市町村の役割強化といっても措置権は県に残したままなので、施設に入所してしまえば、市町村はお金を払わないので、県が主体ということは違いないのだが、市町村に力をつけてくださいと市町村に相談部分だけを委譲し、協働でやっていきましょうという形になった。ここで力をつけて、ゆくゆくは現在、県の仕事である要保護児童問題を市町村に委譲していく方向をとり、その要保護児童対策と子育て支援対策を一本の糸でつないでいかないといけないという将来展望があると思うが、それに向かつての一步と位置付けている。

9) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

今回の児童福祉法改正は、社会保障審議会児童部会「児童虐待防止等に関する専門委員会」報告書・「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書に基づいて行われている。児童相談所の機能を非行と深刻な虐待事例に限定しようとしているのは、流れとして妥当と思われる。つまり、通常の子ども相談を市町村ベースに行い、次元的により専門的な機関としての児童相談所を位置づけるというのは国際的に見ても適切だと思われる。諸外国では、いくつかの別の機関がやっていることを日本の児童相談所は一機関で抱え込んでいる。虐待問題を契機に機能を特化していくことは必要である。児童相談所が分担して持っていたもので市町村に委譲できるものを委譲して行くという方向は間違っていない。どんな改正をしても、今よりも児童相談所が悪くなることはない。児童相談所は何をすべきか考えたら、虐待だけに特化して児童虐待防止相談所としてもいいくらい。一気に

できないから、今は非行を含むのは仕方がない。

21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

1956年政令指定都市の制度ができ、基本的に都道府県・政令指定都市に設置してある児童相談所が児童相談を担っていく形になっていたが、それでは十分ではないということで、1964年に「家庭児童相談室」が作られた。しかしそれはとても中途半端なものであった。1997年の児童福祉法改正でも「児童家庭支援センター」を法制化したが、これも業務内容や機関連携に課題も多く、結果として広がりにくい状況である。

そのような経過を踏まえると、今回の児童福祉法改正で子どもと家庭に関する相談の部分についてできる限り市町村を主体にするというように、法律上体制を大きく変えていくという方向については評価をしているし、今の状況に合っていると思う。

ただ各論では課題はあるだろう。市町村に業務を移すことはこの流れでいいと思うので、各論の部分についてきっちりとした整理と準備をして、どのように具体的な中身を作っていくのかということになるだろう。そのために関連する様々な機関が役割を分担していかなければならない。一番重要なのは、市町村がどれだけ当事者意識を持って準備に取り組み、それに対して都道府県や国がどれだけ応援できるのかということだろう。

今問題になっている虐待や養護・非行というような家族の背景が複雑になっている問題について、子どものことだけをピックアップするのではなく、家族に焦点を当てた具体的な施策を組み立てていく必要がある。

24) 喜多一憲（キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

児童福祉法改正において、児童相談を都道府県から市町村にシフトする流れについては、総論としては賛成だが、各論になるとすべて賛成ではない。1997年の児童福祉法改正時は、児童相談所は何もしていないという評価、一般化の対応のまずさを批判してきたのに、そのまま市町村に移すことは問題である。設置義務責任がある都道府県の方が先決問題であるにも関わらず、その対処を十分にしていないことは不満である。また、児童福祉司の配置基準においても、6割以上は満たしていない。

市町村化するということは、一般財源で市町村に仕事をさせることになる。県でも出来ていないことを市町村に下ろすということには、実効性が出てくるかどうかという問題もある。しかし、時代の流れとして必要だとは思っている。これによって都道府県が市町村の後方支援やバックアップ体制として児童相談を行い、より重い相談、より専門的な対応をするということになる。しかし、十分できるかどうかということにはわからない。

市町村が児童相談機能をどの程度もちうるかという部分でも疑問である。今現在、市町村で児童相談機能をもつ機関は家庭児童相談室程度しかない。もちろん、NPO等の活動もあるが、子どもと家庭の利益に十分に答えることができるかどうかの担保がないと、十分に回って行かないだろう。

児童福祉法改正は、全体的にみると虐待防止対策が中心であると思う。虐待問題をどうするかという地域レベルのネットワークの問題になるが、民間レベル、児童相談所レベル、市町村レベル、どこのレベルになるかによって意味合いが違う。例えば、愛知県の場合はCAPNAが活発に活動しているが、他県では実際、ネットワークといっても連絡や意見交換程度で「アリバイ作り」でしかない場合もある。実績があったとしても、今現在、市町村の地域ネットワークは根付いてないところが多い。どう実行化していくかが、これからの課題である。

26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

阪神間の6市1町（芦屋市・西宮市・尼崎市・宝塚市・伊丹市・川西市・猪名川町）にはそれぞれ家庭児童相談室があり、阪神間にある4児童養護施設との連携の機会が多い。また、家庭児童相談室にはベテランの家庭相談員が多く配置され、児童相談所との連携も良い。このため、他地域と比較して阪神間の児童相談に関する質は比較的高いと言える。

しかし児童相談体制には地域格差があるため、市町村の児童相談に関する窓口がどこになるのかといった不安がある。たとえば、家庭児童相談室の職員は非常勤の嘱託職員であり、児童相談所の職員も含めて、専門性があるかどうかが疑問である。阪神間の場合は、質をもう少し強化すれば、相談体制を組んでいくことができるのではないかと思うが、現行のレベルで機能していない自治体が、今後どのように児童相談体制を展開していくのかということ懸念している。

窓口が統一されていないことも課題である。たとえば、A市やB市では地域の児童相談を総合的に担当する窓口をつくっている。しかしC市では、保育に関する相談と児童相談が別窓口として設置されている。児童相談のニーズは多岐にわたるため、総合的窓口をつくる必要があると考えている。

その他、次世代対策推進にかかわっているなかで、市町村での調査においても、市町村がもっているサービスについての情報が、本当に必要な人々にいきわたっていないということが課題としてあがっている。今後は、必要な人々へ情報が確実にいきわたるように準備しなければならないと考えている。

28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

児童養護施設の現場は悲観的な見方をしている。児童福祉法は子どもを守るための法律だが、本当にその機能を果たしているのか。措置制度そのものより、運用する側の問題が大きい。現実的には法律はきちんと整備されていても、例えば未だ多くの大舎制施設が存在していることから、現場の方向性は法律についていけない。運用上の部分で現場が貧しいのである。

改正のポイントとして、子どもの精神保健を守っていく方向になっているのか。平成9年の改正の時にも虐待対応の充実を求めた。あのころは国がまだ日本にも虐待があると十分には認めていなかった。虐待をする親も、虐待の連鎖の中にいる。虐待や暴力の連鎖を防ぐために何が出来るのか考えていかなければならない。心の安定から人生を始めることが出来ず、暴力の中で育った人たち

の育て直しをすることから始める必要がある。それをケアする専門職が腰を据えて、関わっていかなければならない。そのためにも現場が家庭を代替するという意識を持って取り組む姿勢を持ち、ケアワークの質を高めていく必要がある。それは人員配置の問題もあるが、現場の価値観や存在意義が問われているのである。現場が安心できるような方向に持っていきたい。

- ・住民が身近な地域で相談支援を受けられるためのシステムに転換する改革の流れは、基本的には賛成である。しかし、あまりにも性急に進められているために、県と市町村との役割転換がうまくいかないことが推測され、現場での不安感を大きくしていると考えられる。
- ・改革のための法改正の内容は正しいが、現実とのギャップが大きいと感じる。進めるプロセスを大切に、時間を十分かけられないのだろうか。

2. 児童相談に関する市町村体制の強化と児童相談所の後方あるいは専門支援化

1) 網野武博（上智大学・大学関係者）

日本の児童相談所の体制は世界でも珍しい体制である。行政措置の権限をもつ一方で、専門的な臨床的サービスも行うという二面性がある。この二面性はメリットにもなり、デメリットにもなる。また、児童相談所の心理判定員のレベルは高いが、このことがかえって足かせになることもある。子どもを強制的に親から引き離さなければならないような場合、受容・共感を基礎としてじっくりかかわる純粋な「児童相談」と、親の親権を超えた公的権限の行使との間で、矛盾する部分がどうしても生じる。虐待の対応ではもっとも進んでいる大阪で児童の虐待死が起こったことは、われわれに臨床的サービスの効果と限界の問題を学ばせた。今回の児童福祉法の改正は、こうした児童相談所の現状を踏まえたうえで考える必要がある。

児童相談所が担ってきた相談業務を中核市や市町村まで広げるという方向は、望ましいことだと思う。育成相談や障害相談はもっと前から市町村に移管してよかった。むしろ今後の課題は、高度な非行問題や虐待のような、きわめて要保護性の高いケースについても、都道府県のウェートを減らして市町村に移行するのかどうか、であろう。私は、守旧派かもしれないが、なにもかも市町村へ移行するという考えには疑問を感じる。親の権限を超えて子どもの命を守ることや、非行や犯罪への対応など、きわめて生存権に関わる養護問題と高度な非行問題については、国や都道府県の責任をきちんと確保すべきであると考えからである。

2) 大嶋恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

可能な限り身近で相談ができる体制を作っていくという意味では評価できる。これまでのように、児童相談所だけですべての相談に応じるということは不可能であり、市町村がもっと身近に相談を受け付けるような体制をとり、児童相談所はより高度化した専門的な支援や相談への対応など、力